

## 制度や手続きに関するお問い合わせ先

### 1 東京都主税局ホームページ

東京都主税局

検索

よくあるお問い合わせ、手続きの方法、制度の詳しい内容などをわかりやすく掲載してあります。ぜひご利用ください。

### 2 東京都自動車税コールセンター

<平日9時～17時>

(土日・休日、年末年始は除く)

**TEL 03-3525-4066**

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

相談内容に応じて次の番号をお選びください。

- 納付方法及び納税証明・・・「1」
- 住所変更・・・「2」
- 減免・・・「3」
- その他・・・「4」

※お問い合わせの際は、**自動車登録番号**  
(ナンバープレートの番号)が必要となります。

※月曜日及び休日明けの午前中はお問い合わせの電話が集中し、しばらくの間つながりにくくなりますのでご了承ください。

### 3 自動車税テレホンサービス

<24時間365日対応(音声ガイダンス)>

**TEL 03-5946-6728**

## 自動車の登録に関するお問い合わせ先

<テレホンサービス(自動手続ヘルプデスク)>

品川・世田谷ナンバー 東京運輸支局 050-5540-2030

足立ナンバー 足立自動車検査登録事務所 050-5540-2031

練馬・杉並ナンバー 練馬自動車検査登録事務所 050-5540-2032

多摩ナンバー 多摩自動車検査登録事務所 050-5540-2033

八王子ナンバー 八王子自動車検査登録事務所 050-5540-2034

※音声ガイダンスが流れますので、オペレーター対応ご希望の方は、037を押してください。

<国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」>

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr6\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000008.html)

## 平成30年度版

★**ここがポイント!**

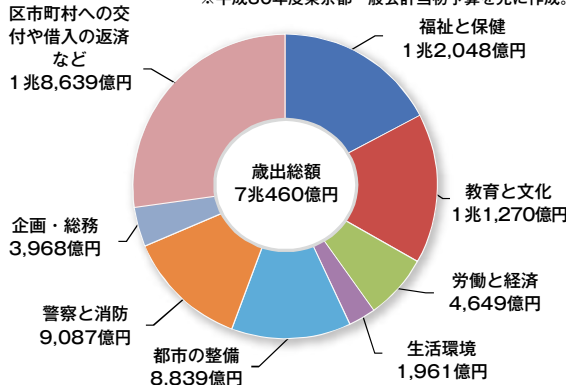
# 自動車税



☆障害者の方の減免制度があります。  
☆車検用の納税証明書は提示が省略できるようになりました。  
詳しくは中身をご覧ください。

## 都税のゆくえ

※平成30年度東京都一般会計当初予算を元に作成。



※各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。

平成28年度決算の東京都における自動車税の税収は、**約1,046億円**となっています。  
安定した財源の一つとして都民の暮らしを支えています。

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



東京都主税局

# 1 納税義務のある方

## 4月1日現在、自動車検査証（車検証）上のご名義の方（原則1年分）

※割賦販売などで売主が所有権を留保している場合には、自動車検査証（車検証）上の使用者（買主）に課税されます。  
※既に自動車売却した場合であっても、平成30年3月31日までに自動車検査証（車検証）上の移転登録又は抹消登録の手続きが行われていないときは、同年4月1日現在の自動車検査証（車検証）上の所有者の方に課税されます。

# 2 納める額

例 自家用乗用車の場合 ※総排気量により、段階的に納める額が定められています。

総排気量	年税額（標準）	概ね15%重課
1ℓ以下	29,500円	33,900円
1ℓ超-1.5ℓ以下	34,500円	39,600円
1.5ℓ超-2ℓ以下	39,500円	45,400円
2ℓ超-2.5ℓ以下	45,000円	51,700円
2.5ℓ超-3ℓ以下	51,000円	58,600円
3ℓ超-3.5ℓ以下	58,000円	66,700円
3.5ℓ超-4ℓ以下	66,500円	76,400円
4ℓ超-4.5ℓ以下	76,500円	87,900円
4.5ℓ超-6ℓ以下	88,000円	101,200円
6ℓ超	111,000円	127,600円

ここがポイント！

## 昨年度より税額が高くなったのはなぜ？

自動車税が平成29年度に比べて高くなった場合、次のことが考えられます！

- 平成29年度に軽減税率が適用されていた軽減期間は登録の翌年度1年間に限るため、平成30年度から本来の税額となっています。
- 平成30年度から重課の対象となった新車新規登録から一定年数を経過したため、平成30年度から税額が高くなっています。

## グリーン化税制（軽課・重課）

### 環境負荷の小さい自動車に対する軽課




環境負荷軽減について一定の基準を満たしている自動車で、平成29年度中に新車新規登録されたものについては、平成30年度の自動車税について軽減措置があります。環境負荷軽減基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

### 環境負荷の大きい自動車に対する重課

ディーゼル自動車	平成19年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（新車新規登録から <b>11年</b> を超えるもの）	概ね <b>15%重課</b> ※
ガソリン・LPG自動車	平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（新車新規登録から <b>13年</b> を超えるもの）	

※バス・トラックは概ね10%の重課となります。

### 3 納付方法について

窓口納付	領収証書は発行されます 	●都税事務所・都税支所・支所・都税総合事務センター・自動車税事務所 ●金融機関・郵便局 ●コンビニエンスストア ※市町村窓口（会計管理者）での納付は平成28年度末で終了しました。
ペイジーやクレジットカードを利用した納付	領収証書は発行されません  	●ATM・インターネットバンキング・モバイルバンキング ※ペイジー対応の金融機関に限ります。詳細はご利用の金融機関にお問い合わせください。 ●クレジットカード ※税額に応じた決済手数料がかかります。 パソコン・スマートフォン等から「都税クレジットカードお支払いサイト」( <a href="https://zei.metro.tokyo.lg.jp">https://zei.metro.tokyo.lg.jp</a> )へアクセスし、お手続きください。 ※支払手続完了後、納付が確認できるまで10日程度かかります。

ペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングやクレジットカード等、窓口以外で納付した方へのはがきサイズの納税証明書の郵送は、平成28年3月末をもって終了しました。

納税証明書が必要な方は、都税事務所、自動車税事務所等への申請が必要です。  
納付方法に関する詳しいことは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

### 4 車検用の納税証明書（継続検査等用）について

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所にて自動車税の納税確認ができるようになりました。  
運輸支局等にて納税が確認できた場合は、納税証明書の提示を省略できます。



車検が近い等、お急ぎの方

ここがポイント！

納付後、納付が確認できるまで最大で10日程度かかりますので、  
車検が近い等、お急ぎの方は、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、  
納税通知書右端の納税証明書をご提示ください。

### 5 自動車税の住所変更について



転居・改姓・商号変更した場合は・・・

運輸支局等で自動車検査証（車検証）の住所変更登録・名義変更の手続きをしてください。  
この手続きを怠りますと、自動車の使用上不都合が生じるなど、思わぬトラブルになる場合があります。  
やむを得ず手続きが遅れる方は、次の方法により届出をしてください。

●同封の住所変更届（はがき）  
を記入し返送

又は

●パソコン・スマートフォンで主税局ホームページから電子申請  
※一部のスマートフォンはご利用できません。

※この方法では自動車検査証（車検証）の住所・名義は変更されませんのでご注意ください。

# 6 障害者の方のための減免制度について

障害者の方が乗車し、移動するために使用する自動車に対する減免制度です。障害者の方が入院・入所中の場合、減免は原則受けられません。

## 減免が受けられる自動車

個人名義の**自家用**自動車（割賦販売以外で使用者設定されている場合は制限があります）

※減免が受けられる自動車（軽自動車、二輪車等を含む）は、**障害者の方一人につき1台**に限られます。

**ここがポイント！**

所有者（納税義務者）

運転者（※2）

必要書類（その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります）

●障害者の方	①障害者の方	①身体障害者手帳等（手帳交付申請中の方は交付申請されていることが確認できる書類）※3 ②運転者の運転免許証又はその写し（表裏両面） ③納税義務者の印鑑（認印可） 上記の①～③に加え ④納税義務者の住所が確認できる公的証明書※4 ⑤「親族」確認書類（戸籍謄本等）☆同居の場合は不要
	●障害者の方と生計を同じくする方（※1）	
	③障害者又は障害者以外の方	

※1「生計を同じくする方」とは「**障害者の方と同居又は住所付近（2km以内）にお住いの親族の方**」をいいます。

※2 ②③の場合は、専ら障害者の方の通院・通学等のために使用している自動車に限ります（申請時に通院先等の住所、名称、電話番号が必要です）。

※3 複数の手帳の交付を受けている場合は、全ての手帳が申請に必要です。

※4 必要書類の②で確認できる場合は提出不要です。

## 減免が受けられる手帳と障害の程度

身体障害者手帳	下肢機能障害	1級～6級	
	体幹機能障害	1級～3級・5級	
	上肢機能障害	1級・2級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
		移動機能	1級～6級
	視覚障害（視力障害・視野障害）	1級～3級・視力障害4級（4級の1）	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級・5級	
	音声機能又は言語機能障害	3級（ごう頭摘出に係るものに限ります）	
	心臓・じん臓・呼吸器の機能障害	1級・3級・4級	
	ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害	1級・3級・4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級		
肝臓機能障害	1級～4級		
愛の手帳（療育手帳）	総合判定1度～3度（最重度～中度）		
精神障害者保健福祉手帳	1級（自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります）		
戦傷病者手帳	該当する程度は自動車税コールセンターへお問い合わせください。		

※障害名が複合している場合、総合等級でなく、**それぞれの障害等級**により判断します。

## その他の減免制度

公益のため直接専用する自動車や構造上専ら障害者の方の利用に供する自動車などは、一定の要件のもと、減免を受けられます。

## 申請期限

- ・納税通知書に記載された**納期限**までです。
- ・新たに自動車を取得された場合は、**登録の日から1ヵ月以内**に申請が必要です。なお、既に減免を受けている自動車がある場合には、申請期限内にその減免車の廃車・名義変更が必要です。
- ※申請期限を過ぎますと、翌年度からの減免となります。

## 減免額（年税額）

**45,000円（上限額）**

（新規登録の場合は減免上限額も月割になります。）

## 申請場所

都税事務所、都税支所、支庁、自動車税事務所、都税総合事務センター



- ・申請期限近くになりますと受付窓口が大変混雑しますので、早めの提出にご協力をお願いします。
- ・手帳交付前の場合など、ご不明な点がありましたら、自動車税コールセンターへお問い合わせください。